



大東市バランスシート探検隊

ふりかえりノート

平成29年2月  
大阪府大東市

---

## 【目 次】

|     |                            |    |
|-----|----------------------------|----|
| 1.  | 講演内容の要旨.....               | 2  |
| 1.1 | 自治体の資産とは（大塚成男先生）.....      | 2  |
| 1.2 | 習志野市の取り組みについて（宮澤正泰先生）..... | 4  |
| 2.  | 施設ごとのセグメント分析.....          | 5  |
| 2.1 | 五軒掘川排水機場.....              | 5  |
| 2.2 | 深野北小学校跡地.....              | 11 |
| 2.3 | 鴻池水みらいセンター（寝屋川流域下水道）.....  | 14 |
| 3.  | 付録（予算仕訳に係る本市内部の通知文書）.....  | 24 |

## 1. 講演内容の要旨

大東市バランスシート探検隊事業を開始するにあたり、千葉大学教授でJAGA理事の大塚成男先生と千葉県習志野市会計管理者でJAGA理事の宮澤正泰先生にご講演いただきました。その講演内容の要旨です。



### 1.1 自治体の資産とは（大塚成男先生）

#### ○資産は負担

自治体が建設・保有している資産は様々な種類がある。上下水道や道路、橋りょうなどのインフラ資産から、庁舎や学校、市営住宅、文化ホールなどの公共施設がある。全ての資産が市民の生活に役立っている。ただし、役立ち方は資産によって異なる。役立ち方が多岐にわたることが自治体の資産管理を難しくしている。

地方公共団体が保有している資産のほとんどは売却することができない施設や設備となる。地方公共団体の税収は保有する資産によって金額が決まるわけではない。資産は自治体の資金源ではない。

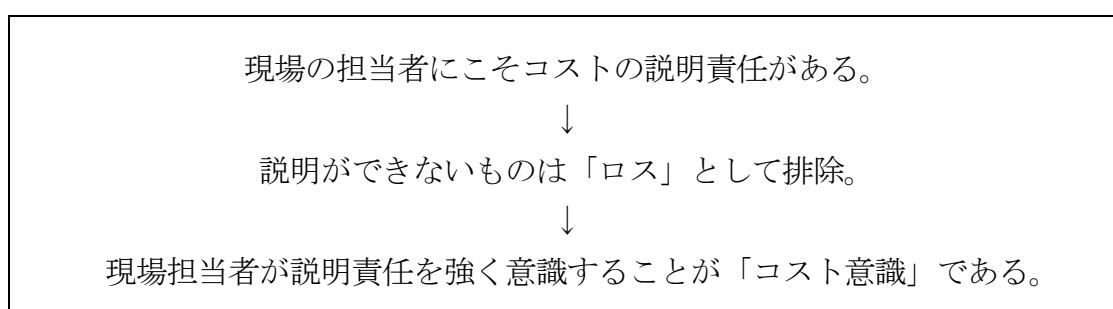
資産を維持・管理するためには、支出や人的資源の配置を必要とする。更新の負担もある。自治体にとり資産は負担である。

○フルコストの把握

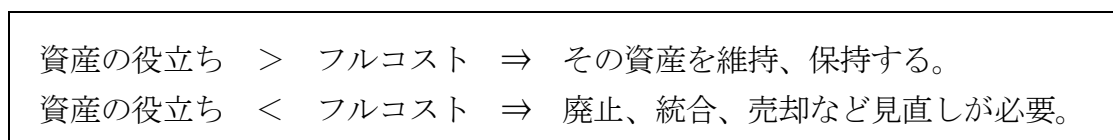
支出ではなくコストをとらえることで資産に関して行われている行政活動の全体的な規模をとらえることが必要になる（＝フルコストの把握）。

コストは地域住民に行政サービスを提供し、地域社会の福祉を増進するための経済的資源の費消。ロスには行政サービスの提供や福祉の増進に結び付かなかった経済的資源の滅失。コストとロスは違う。コストは不可欠なもの、ロスは排除すべきもの。

なぜコストが必要なかを説明することができるのは、現実には業務を担当している部局の責任者である。



フルコストとは、単なる補修費支出ではなく、施設の管理のために配置している職員の人件費や減価償却費も含めた人的、物的資源の消費の総額。



○探検隊の任務

資産の役立ちを具体的な数字で表すことは難しい。ほとんど人が通らない道路でも、住民の命や生活に必需であるかもしれない。資産、施設を実地に見ていくことで「どれほど役に立っているのか」を市民が判断することが必要。それがバランスシート探検隊の任務である。

職員が、自ら管理する自治体の資産やコストに関心を持ち、その資産の「役立ち」を市民に説明できるようにしていかなければならない。

## 1.2 習志野市の取り組みについて（宮澤正泰先生）



### ○バランスシート探検隊の背景、目的

習志野市の今後について市民と一緒に考えていくためには、財務状況の理解が欠かせないにもかかわらず、市の財務書類は専門用語が多く、わかりにくいものである。そこで、財務書類のひとつである貸借対照表（バランスシート）を「高校生にもわかる視点」で読み解き、多くの市民に市の財務状況を理解してもらうことを目的に、平成23年度、全国に先駆け、「バランスシート探検隊」事業を実施した。

その後、この事業は、愛媛県砥部町や鹿児島県和泊町でも実施されている。また、公会計学会のひとつである公会計改革ネットワーク（JAGA）においても、本事業を重点事業と位置付け支援している。

今後、本事業が全国の自治体で実施されることを期待している。

### ○習志野市施設マイナンバー

習志野市では、公共施設のマネジメントのために、地方公会計情報を活用してきた。そして、平成28年3月に策定された習志野市公共施設等総合管理計画においても、公共施設等ごとのコスト情報を活用することが定められた。

現在の習志野市の予算体系では、複数の施設の管理経費が一本化されていることが多いため、複数の施設の経費を1枚の支出伝票で支払っている。そのため、各施設の正確なコストの把握が出来なかった。

そこで、財務会計システムに施設マイナンバーを付与し、支出伝票起票時に、各施設の負担額を入力し、財務会計システム上に各施設の支出額データを蓄積する取り組みを始めた。

これにより、施設ごとの詳細な支出額の把握が可能となった。このデータを基に、施設ごとの正確なコスト情報を算出し、公共施設のマネジメントに活用していくことは、画期的な取り組みであると自負している。

さらに、平成29年度より、日々仕訳システムを導入する。日々仕訳を導入することにより、①日々の予算執行時に仕訳を行うため、仕訳情報の検証可能性が高い。②財務書類の完成が早まり、早期開示、予算編成への活用が可能となる。③事業別財務書類を作成することにより、より精巧な分析が可能となる。などのメリットがあるが、前述の施設マイナンバーの付与と一体で運用することにより、資産と費用の区分が明確になり、より適時かつ詳細な施設ごとのコスト情報の算出が可能となる。

## 2. 施設ごとのセグメント分析

試行的に財政課で3施設の財務諸表を作成しました。会計基準の解釈や事実関係の確認について判定が難しいところがあるので、まだ試作段階だと理解してください。

### 2.1 五軒掘川排水機場

#### 2.1.1 施設の概要

##### ○整備の目的

大東市の大部分は、寝屋川の水位が上昇すれば河川への自然排水ができない内水域である。こうした状況下で河川の水位が上がると、強制的に水路などの増水を河川へ排水しなければ浸水被害が発生する事となる。内水浸水被害の軽減を図り、市民の生命と財産を守るため、本排水機場が整備された。

##### ○設置年度等

|      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 設置年度 | 昭和56年度                               |
| 施工者  | 大阪府（管理者：大東市）                         |
| 事業費  | 11億4千万円<br>※事業費については昭和56年当時の新聞報道資料引用 |
| 事業期間 | 昭和54年度から昭和56年度                       |

##### ○建築物（建屋面積）概要

|       |   |
|-------|---|
| 敷地面積  | 3,877 m <sup>2</sup>                          |
| 建物面積  | 330 m <sup>2</sup>                            |
| 床面積   | 1階 312 m <sup>2</sup><br>2階 64 m <sup>2</sup> |
| 合計床面積 | 376 m <sup>2</sup>                            |

##### ○主要工作物

|                  |
|------------------|
| 建屋（2階・ポンプ室・操作室等） |
| 排水ポンプ 2台         |
| エンジン             |
| 除塵機              |
| 受電設備             |
| 制御盤および監視装置       |

バランスシート探検隊ふりかえりノート

水門ゲート設備（制水門）  
 自家用発電機  
 天井クレーンなど

○集水区域および排水能力

口径Φ1, 200mm  
 横型斜流ポンプ×2台  
 ポンプ排水量 396 m<sup>3</sup>/分  
 流域面積（集水区域）0.96 ha

○バランスシート（平成27年3月31日現在）

（単位：千円）

| 借方      |            | 貸方                 |         |
|---------|------------|--------------------|---------|
| 資産      |            | 大阪府からの受贈財産により負債はゼロ |         |
| 建物等     | 1,448,481  |                    |         |
| 減価償却累計額 | △1,022,080 |                    |         |
|         | 426,401    | 純資産                | 426,401 |
| 資産合計    | 426,401    | 負債・純資産合計           | 426,401 |





## バランスシート探検隊ふりかえりノート

○行政コスト計算書（平成26年4月1日から平成27年3月31日）（単位：千円）

| 費用            |         |
|---------------|---------|
| 減価償却費         | 30,772  |
| 委託料           | 4,539   |
| ※警備、清掃、点検整備など |         |
| 修繕費           | 7,562   |
| 費用合計          | 42,873  |
| 収益            |         |
|               | 0       |
| 純行政コスト        | △42,873 |

※五軒掘川排水機場を含む本市の排水処理費に対し、特別交付税措置2,885千円があるが、特定財源ではないので収益として計上しない。

### 2.1.2 バランスシートの作成手順

バランスシートの基本ですが、左（借方といいます）が資産、右（貸方といいます）上が負債、資産から負債を引いたものが右下の純資産となります。左側は運用形態（お金の使い方）、右側は調達源泉（お金の集め方）を意味しており、資産や借金などの保有状況を全体として見渡せるような表になっています。

五軒掘川排水機場は、大阪府が建設し大東市に無償譲渡されました。受贈財産ですので、再調達原価による評価を行いました。五軒掘川排水機場の底地は大阪府の所有ですので、大東市は資産として土地は所有していません。

○再調達原価とは？

再調達原価とは、対象となる固定資産等を再調達することを想定した場合において必要とされる原価の総額をいいます。同じ建物をもう一度調達、建設する際に必要となるお金のこと。

ここでのポイントですが、無償譲渡ということは取得原価がゼロ円ではないかと思う方もおられると思いますが、新地方公会計統一基準では、受贈財産は再調達原価を計算して資産計上するのです。受贈であっても、維持・管理の責任は大東市が負っています



ので、大東市の資産として貸借対照表に計上します。資産として計上する金額は施設の規模に見合ったものである必要があることから、再調達原価を用います。

再調達原価は14億5千万円、減価償却累計額は10億2千万円、残存価額は4億3千万円となりました。

負債は受贈財産ですので借金がないということでゼロ円としています。受贈の際に借金も継承した場合は、負債が計上されます。

### 2.1.3 行政コスト計算書の作成手順

五軒掘川排水機場のフルコスト計算を試みたのは、これが初めてではないでしょうか。

フルコストといっても、基本的には従来から現金ベースで把握されてきた維持管理費に、人件費、建設の際の借金の返済があるなら支払利息、それと減価償却費を加算する程度です。働く職員が多い施設なら、退職手当引当金繰入金を加算するケースも考えられます。

#### ○フルコストの定義

内部活用を目的としたセグメント分析において、何がフルコストなのか明確な定義はありません。どのようなコスト情報がマネジメントに必要なのかを考え、それぞれの団体にフルコストを定義すればよいのです。ただし、今後フルコスト計算などの手法を整理した管理会計指針のようなものが策定される可能性があると考えています。

収益は、受益者負担として使用料や手数料などが考えられますが、水防対策は税金で賄われますので収益はゼロ円です。そもそも会計基準上は収益には該当しませんが、維持管理に係る国・府支出金もありません。ただし、排水処理費には特別交付税措置があり、概ね現金ベースでの排水処理に係る維持管理費の10%～25%程度が毎年度特別交付税措置されていますが、これもまた会計基準上収益には該当しません。

#### ○行政活動における収益とは

行政コスト計算書の収益には、使用料および手数料等の自治体のコストを軽減する受益者負担としての収入が該当します。事業や施設の維持管理の特定財源となる国・府支出金は統一基準では収益ではなく、純資産に計上します。福祉関連における国・府負担金も収益に該当せず、純資産に計上します。

これでは、純行政コストが本市の税等一般財源ベースではなくなるので、今後セグメント分析する際に、本市独自の修正（特定財源となる国・府支出金を収益として計上して行政コストを算定する等）が必要になると考えています。

○地方交付税交付金とは

「所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額を原資とする地方交付税交付金は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。」が一般的な地方交付税交付金の定義となります。普通交付税で捕捉されない行政需要についても、特別交付税が措置されるものがあります。

ここでのポイントですが、税収は収益とはならないのでしょうか。統一基準では、税は収益ではなく純資産を形成するとされています。行政コスト計算書の収益には税収が入らない訳ですから、基本的に純行政コスト（＝収益－費用）は赤字となります。その赤字を埋めるために、いくら税金や国・府支出金が必要なのかを認識しようとするのが統一基準です。ここでは純行政コストが4千3百万円の赤字ですので、4千3百万円の行政コストが掛かったということです。

現在地方公会計は、考え方の違いから、大きく2つのモデルが存在します。統一基準モデルと東京都モデル（≒大阪府、大阪市公会計モデル）です。統一基準モデルは税金を出資金だと考えますが、一方、東京都モデルは、税金を収益だと考えます。出資説は市民を出資者、株主だと考え、収益説は市民をお客さまだと考えます（ただし諸説あり）。税収の会計基準上の取り扱いについては様々な議論がありますが、地方公会計総務省統一基準は出資説とだけ理解してください。

#### 2.1.4 分析の視点

五軒掘川排水機場は、大阪府からの受贈財産ですので、再調達原価による資産評価とされています。昭和56年の報道資料によると、取得原価が11億4千万円とのことですから、再調達原価が14億5千万円は妥当な数字ではないかと思えます。

五軒掘川排水機場のフルコストは、本来は人件費や光熱水費も入るのが正しいのですが、宮澤先生があえて施設マイナンバーを導入することからも分かるように、個別の施設にかかった費用が特定しづらいという問題があります。特に、事業ごと、施設ごとの人件費の算定は今の大東市の管理会計レベルでは困難な場合があり、これからの課題です。ただし、金額的には施設全体のコストからみると人件費は1割に満たないことが想定される（稼働は年10回以内程度、管理は業者に委託している）ので、今回は人件費と光熱水費は除外しました。それでも収益から費用を差し引いた純行政コストは年間で4千3百万円となります。大塚先生の言葉に従うなら、施設の役立ちと4千3百万円の純行政コストを比較して、どちらが大きいのか判断する必要があります。

資産老朽化比率は、減価償却累計額／再調達原価で表され、 $1,022,080 / 1,448,481$  千円 = 70.6%となります。

○資産老朽化比率とは

次の計算式で計算される指数

$$\text{資産老朽化比率} = \text{減価償却累計額} / (\text{償却資産評価額} + \text{減価償却累計額})$$

資産老朽化比率は、「有形固定資産減価償却率」と呼称する事が正しいとされています。例えば、一般自家用車の耐用年数は税法上は6年ですが、6年で老朽化比率100%とするのは経験則と合致しない。税法上の耐用年数と実耐用年数は違うのではないかとということです。

耐用年数はまだ経過していないものの、一定老朽化が進んでおり、今後オーバーホールなどの修繕費が嵩むことが見込まれます。この排水機場は真空ポンプ方式を採用しており、水政課担当によると真空ポンプは排水能力が高いが、少しのトラブルでも機能が停止しやすいとのこと。再調達原価が14億5千万円ですので、今後同じ規模で施設を更新するとなると14億5千万円の支出が想定されます。



## 2.2 深野北小学校跡地

### 2.2.1 施設の概要

○バランスシート（平成27年3月31日現在）

（単位：千円）

| 借 方     |                  | 貸 方      |             |
|---------|------------------|----------|-------------|
| 資産      |                  | 負債       | 償還完了につきゼロ円  |
| 土地      | 1, 116, 685      |          |             |
| 建物等     | 667, 957         | 純資産      | 1, 316, 229 |
| 減価償却累計額 | <u>△468, 413</u> | 資産等形成分   | 1, 316, 229 |
|         | 199, 544         |          |             |
| 資産合計    | 1, 316, 229      | 負債・純資産合計 | 1, 316, 229 |

### 2.2.2 バランスシートの作成手順

バランスシートの構成は至ってシンプルなものです。左が資産、右の上が負債、資産から負債を差し引いたものが右下の純資産です。

発生主義ですので、非現金支出として減価償却費があるのが現金主義との大きな違いです。土地は減価償却費が発生せず、建物等は減価償却費が発生します。公会計の場合総務省マニュアルに示された耐用年数を基準に定額法で減価償却費を計算しています。総務省マニュアルは税法による耐用年数を基準としています。

負債のうち借入金は、期日時点での残額となりますが、市債の発行は昭和54年度と56年度ですので、すでに返し終わっており残額はゼロ円です。結果、負債はなく右側全てが純資産となります。

### 2.2.3 分析の視点

深野北小学校跡地は、学校施設工事管理台帳から工事金額情報を確認できましたので、資産は取得原価による評価としました。統一基準は取得原価主義を採用しています。

○取得原価とは？

資産の評価基準として、資産を取得した原価を基準として採用する会計手法です。日本の企業会計原則は、資産の評価につき取得原価主義の採用を原則としています。地方公営企業法も取得原価主義を採用しています。

資産合計はおよそ13億2千万円と多額にのぼります。土地は15,688㎡で11億2千万円ですので、平米単価は71,181円となります。建物等は残存価額がおおよそ2億円です。

資産老朽化比率は、減価償却累計額／取得原価で表され、建物等の資産老朽化比率は、468,413／667,957千円＝70.1%となります。

平成26年度は小学校跡地としての管理ですので、現金ベースでの維持管理費は多くはありませんが、減価償却費が1千7百万円かかっています。何もしなくとも1年間で1千7百万円が費消されているということです。これはコストなのでしょうか、それともロスなのでしょうか。







## 2.3 鴻池水みらいセンター（寝屋川流域下水道）

試行的に財政課で流域下水道のセグメント分析を行いました。試行であることにご留意ください。なお、鴻池水みらいセンターを含めた寝屋川流域下水道事業に対する大東市の負担の状況を調べる趣旨で財務情報をまとめました。

### 2.3.1 施設の概要

○寝屋川流域下水道とは

寝屋川流域下水道は、寝屋川流域を処理区とした流域下水道（合流式、一部分流式）で、寝屋川を境に北部が鴻池処理区、南部が川俣処理区に分かれており、関係都市は、大阪市、守口市、門真市、寝屋川市、枚方市、東大阪市、大東市、四條畷市、八尾市、柏原市、藤井寺市です。昭和40年に都市計画決定され、昭和40年より事業着手しています。寝屋川流域は、低湿地である地域性、および、急速な都市化の進展により浸水被害が発生しており、「寝屋川流域総合治水対策」に基づき河川、流域と一体となった雨水対策を進めています。

○寝屋川流域下水道 全体計画概要

| 全体計画概要                  |  |                           |
|-------------------------|--|---------------------------|
|                         | 〔〕書きは、増補管・直送管で外書。                      |                           |
| 項目                      | 全体計画                                   |                           |
| 処理区                     | 鴻池                                     | 川俣                        |
| 処理区域面積(ha)              | 6,917                                  | 8,917                     |
| 処理区域人口(人)               | 618,900                                | 741,550                   |
| 幹線管渠延長(Km)              | [37.1]<br>93.9                         | [40.8]<br>106.9           |
| 下水排除方式                  | 合流式<br>(一部分流式)                         | 合流式<br>(一部分流式)            |
| 処理能力(m <sup>3</sup> /日) | 329,810                                | 476,990                   |
| 関係都市                    | 大阪市、守口市、門真市、寝屋川市、枚方市、交野市、東大阪市、大東市、四條畷市 | 大阪市、東大阪市、八尾市、大東市、柏原市、藤井寺市 |



バランスシート探検隊ふりかえりノート

○鴻池水みらいセンター概要

|            |   |
|------------|---|
| 名称         | 寝屋川流域下水道<br>鴻池水みらいセンター                      |
| 処理能力(m3/日) | 331,000                                     |
| 下水処理方式     | 標準活性汚泥法(ステップエアレーション)<br>嫌気好気活性汚泥法(AO法)+急速ろ過 |

○バランスシート (平成28年3月31日現在)

(単位:千円)

| 借方             |           | 貸方       |           |
|----------------|-----------|----------|-----------|
| 資産             |           | 負債       | 6,008,920 |
| 無形固定資産 (施設利用権) |           | 純資産      | 1,463,013 |
|                | 7,471,933 |          |           |
| 資産合計           | 7,471,933 | 負債・純資産合計 | 7,471,933 |

○損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日) (単位:千円)

| 費用       |           |
|----------|-----------|
| 減価償却費    | 284,697   |
| 維持管理負担金等 | 625,828   |
| 支払利息     | 141,273   |
| 費用合計     | 1,051,798 |
| 収益       |           |
| 一般会計繰入金  | 400,733   |
| 下水道使用料   | 604,294   |
| 収益合計     | 1,005,027 |
| 損失       | △46,771   |

### 2.3.2 バランスシートの作成手順

地方公営企業法が適用された大東市下水道事業会計のうち、セグメント分析を目的に流域下水道を抽出したものを試行的に作成しました。この地方公営企業会計と地方公会計は、会計基準が大きく違います。この違いは連結にも影響を与えることに留意が必要です。

違いの1つは建設負担金の取り扱いです。流域下水道建設負担金について、地方公会計では費用計上し、地方公営企業会計では無形固定資産として資産計上するのです。公会計では、建設負担金や施設整備補助金を補助金等移転費用と考えます。

もう1つ大きな違いとして、資産に充当する国・府補助金です。地方公会計は純資産に計上し、地方公営企業会計は長期前受金として負債に計上します。

長期前受金になぜなるのかといいますと、資産充当補助金を、将来にわたって使い続ける資産に対する前受金と考えます。一旦長期前受金として負債に計上し、減価償却と歩調を合わせ、長期前受金戻入益として収益化します。

#### ・地方公営企業会計基準

|                            |    |       |     |    |                |
|----------------------------|----|-------|-----|----|----------------|
| ○補助金収入時（3月末に収入とする）         |    |       |     |    |                |
| 借方                         | 資産 | 現金    | 100 | 貸方 | 負債 長期前受金 100   |
| ○翌年度期末処理（耐用年数10年、残存価額0とする） |    |       |     |    |                |
| 借方                         | 負債 | 長期前受金 | 10  | 貸方 | 収益 長期前受金戻入益 10 |

#### ・地方公会計基準

|                    |    |    |     |    |                |
|--------------------|----|----|-----|----|----------------|
| ○補助金収入時（3月末に収入とする） |    |    |     |    |                |
| 借方                 | 資産 | 現金 | 100 | 貸方 | 純資産 国県等補助金 100 |
| ○翌年度期末処理 なし        |    |    |     |    |                |

下水道事業会計は地方公営企業会計ですので、地方公会計ではなく地方公営企業会計基準で財務分析を行いました。

下水道事業決算書のバランスシートから、左側の資産には、無形固定資産（施設利用権）が流域下水道に該当します。これは市が流域下水道建設負担金として支払ってきた額をベースに、減価償却後の額を計算して施設使用権として計上されたものです。流域下水道に関する資産はこの施設利用権のみとなります。右上の負債は、流域下水道建設負担金を支払うにあたり起債した額の残額です。その差額が純資産となります。純資産比率は、1,463,013 / 7,471,933千円 = 19.6%と一般会計等と比較すると、純資産比率が低いのが下水道事業会計の特徴です。平成27年度普通会計開始貸借対象表における純資産比率は、55.5%ですので、下水道事業は借金への依存が

極めて高い傾向があるといえます。

### 2.3.3 損益計算書の作成手順

地方公営企業会計は、行政コスト計算書ではなく損益計算書となり、地方公会計よりも民間会計により近いといえます。減価償却費や管理負担金等、支払利息は決算書から抜粋しました。問題は収益です。収益のうち流域下水道分が特定しづらいという問題がありました。

収益のうち、一般会計繰入金は理論で計算しました。公費負担割合は、減価償却費が50%、管理負担金等が30%、支払利息は50%で計算しました。これは、総務省基準に基づき、財政課と上下水道局総務課とで長年に渡り議論してきた結果をベースとしています。

#### ○一般会計繰入金とは？

下水道の役割として大きくは汚水の排除と雨水の排除がある。汚水の排除に係る費用は受益者負担の観点から下水道使用料で賄い、雨水の排除に係る費用は特定の原因者が存在しないことから、広く税により賄われる。その税による負担が一般会計繰入金である。

下水道使用料ですが、公共下水道と流域下水道にそれぞれいくら充当されたのかを特定する方法が確立されていません。そこで、費用のうち流域下水道と下水道事業総額との比率をベースに単純案分しました。ここで損失が出た理由は、下水道使用料の不足であると考えられます。

### 2.3.4 分析の視点

添付資料「地方公営企業等経営アドバイザー講評」を参照すること。



バランスシート探検隊ふりかえりノート



平成 28 年 8 月 31 日

大阪府大東市長様

公認会計士 福竹 徹

## 地方公営企業等経営アドバイザー講評

### 1. 助言等を求める分野

下水道事業の健全経営の全般

### 2. 実施日

平成 28 年 8 月 30 日(火)～平成 28 年 8 月 31 日(水)

30 日(火) 13:00-17:00 助言・協議

31 日(水) 9:30-11:00 助言・協議

11:00-12:00 講評

### 3. 主な質疑・コメント等

#### 1) 大東市下水道事業の決算概況

大東市下水道事業は、昭和 47 年から供用開始し、普及率は 98.7%とかなり高い水準に達しているが、投資額が多額となった結果、起債の償還負担が大きく、資金繰りを圧迫している状況である。さらに、人口減少、企業業績の低迷、節水動向により、収入も右肩下がりとなっていることから、平成 27 年度からの地方公営企業法の適用以来、連続赤字の計上となっている。

| 百万円           | H27年度            | H28年度(見込)        | 前期比         |
|---------------|------------------|------------------|-------------|
| 下水道使用料        | 1,258,302        | 1,231,066        | 98%         |
| 雨水処理負担金       | 1,107,018        | 1,284,953        | 116%        |
| その他           | 29,499           | 8,187            | 28%         |
| <b>営業収益</b>   | <b>2,394,821</b> | <b>2,524,206</b> | <b>105%</b> |
| 減価償却費(下水)     | 1,979,398        | 1,984,569        | 100%        |
| 流域下水道管理費      | 625,827          | 665,533          | 106%        |
| その他           | 243,476          | 268,327          | 110%        |
| <b>営業費用</b>   | <b>2,848,706</b> | <b>2,918,429</b> | <b>102%</b> |
| <b>営業利益</b>   | <b>△ 453,885</b> | <b>△ 394,223</b> | <b>87%</b>  |
| 他会計負担金        | 530,311          | 481,964          | 91%         |
| 長期前受金戻入       | 556,327          | 557,753          | 100%        |
| その他           | 54               | 39               | 72%         |
| <b>営業外収益</b>  | <b>1,086,693</b> | <b>1,039,756</b> | <b>96%</b>  |
| 支払利息          | 770,167          | 713,797          | 93%         |
| その他           | 17,260           | 23,682           | 137%        |
| <b>営業外費用</b>  | <b>787,427</b>   | <b>737,479</b>   | <b>94%</b>  |
| <b>経常利益</b>   | <b>△ 154,619</b> | <b>△ 302,277</b> | <b>195%</b> |
| 特別損失          | 7,397            | 22,000           | 297%        |
| <b>当年度純利益</b> | <b>△ 162,016</b> | <b>△ 113,946</b> | <b>70%</b>  |



## バランスシート探検隊ふりかえりノート

資金繰りについては、資本費平準化債の発行及び一時借入金で対応しているが、平成 28 年度には、資本費平準化債も限度額まで発行せざるを得ない状況であり、当該状況は、今後の収支計画上、改善が難しいと判断されたため、平成 29 度中の使用料値上げを検討している。

### 2) 使用料以外の財源

府からの厳しい指導もあり、一般会計繰入金について従来から出資金以外の基準外繰入金をもたらさず、資金繰りは平成 18 年度より資本費平準化債の発行にて行っているが、近年、水道会計からの一時借入金(約 3 億円)に頼らざるを得ない状況が続いている。

平成 28 年度は上限額まで資本費平準化債を発行する予定となっており、これを超える資金不足は一時借入金にて対応することとなるが、元利償還のピークはまだしばらく続くことから、このままでは一時借入金の返済の目途が立たない。

このような状況に鑑みれば、財源としては使用料の改定を検討せざるを得ない状況と思われる。

なお、一般会計繰入金については、今後、雨水汚水比率の見直し等により基準内繰入金の増額の余地があるものの、金額的な影響は限定的と想定されるため、抜本的な収支改善策としては不十分と判断されている。

### 3) 流域下水道に関する建設負担金及び維持管理負担金

流域下水道に関する建設負担金及び維持管理負担金は、大東市下水道事業の 3 条収支及び 4 条収支ともに大きな割合を占めている。

今後の収支計画においても、当該流域関連コストは重要な要素となっているが、府では流域下水道事業の地方公営企業法の適用を契機に、経営戦略の策定に取り組んでおり、従量制への移行も検討されているとのことであり、今後の流域関連コストの増加が懸念されている。

| (単位: 百万円)   | 27年度<br>決算 | 28年度<br>予算<br>+ 見込 | 29年度      | 30年度      | 31年度      | 32年度      | 33年度      |
|-------------|------------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 営業費用     | 2,818,381  | 2,934,597          | 3,024,590 | 3,033,080 | 3,045,367 | 3,055,991 | 3,067,028 |
| (1) 職員給与費   | 89,621     | 121,920            | 121,920   | 121,920   | 121,920   | 121,920   | 121,920   |
| (2) 経費      | 749,361    | 838,108            | 929,101   | 938,591   | 951,878   | 963,502   | 975,539   |
| 修繕費         | 15,799     | 15,957             | 16,117    | 16,278    | 16,441    | 16,605    | 16,605    |
| 材料費         | 6,738      | 6,805              | 6,873     | 6,942     | 7,012     | 7,082     | 7,082     |
| その他         | 726,824    | 815,346            | 906,111   | 915,371   | 928,426   | 939,815   | 951,852   |
| うち流域維持管理費   | 625,828    | 705,346            | 786,111   | 790,371   | 788,426   | 789,815   | 791,852   |
| (3) 減価償却費   | 1,979,399  | 1,974,569          | 1,973,569 | 1,972,569 | 1,971,569 | 1,970,569 | 1,969,569 |
| 1. 建設改良費    | 234,023    | 340,400            | 278,500   | 260,000   | 432,000   | 412,000   | 469,000   |
| 管渠築造費+賦課徴収費 | 81,819     | 97,500             | 57,500    | 96,000    | 157,000   | 136,000   | 154,000   |
| 流域下水道建設費    | 152,204    | 242,900            | 221,000   | 164,000   | 275,000   | 276,000   | 315,000   |

#### 4) 使用料の改定

上記のような状況に鑑み、大東市下水道事業では使用料について平成29年4月から20%値上げを検討中である。現状では、大阪府下において極めて低い料金水準であることから、20%値上げによってもそれほど大きくは府内の順位は変わらない見込みである。

手続的には12月議会での議決のみとし、審議会等による料金水準の検討は予定していない。今回の使用料改定は、現状の資金繰りが著しく悪化しており、資本費平準化債の限度額までの活用を前提に、平成33年度までの資金ショートを免れる最低限の値上げ水準となっているため、緊急性が高く、たとえ審議会で検討したとしても値上げせざるを得ない結論は変わらないと判断されているためである。

| (単位:百万円)              | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ●収益的収支                |        |        |        |        |        |
| 収益的収入 ①               | 3,753  | 3,712  | 3,591  | 3,566  | 3,482  |
| うち、料金収入               | 1,463  | 1,448  | 1,433  | 1,419  | 1,405  |
| うち、長期前受金戻入            | 559    | 561    | 563    | 564    | 566    |
| 収益的支出 ②               | 3,686  | 3,630  | 3,585  | 3,538  | 3,496  |
| うち、支払利息               | 645    | 580    | 523    | 465    | 411    |
| うち、減価償却費              | 1,974  | 1,973  | 1,972  | 1,971  | 1,970  |
| 差引 ①-②                | 67     | 82     | 6      | 28     | △14    |
| ●純利益 ③                | 67     | 82     | 6      | 28     | △14    |
| ●減債積立金・建設改良積立金 ④      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 累積額                   | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| ●繰越利益剰余金(前年度剰余金+③+④)⑤ | △76    | 6      | 12     | 40     | 26     |
| ◆資本的収支                |        |        |        |        |        |
| 資本的収入 ⑥               | 1,030  | 1,008  | 1,176  | 1,150  | 1,200  |
| うち、起債収入               | 590    | 552    | 694    | 684    | 729    |
| 資本的支出 ⑦               | 2,580  | 2,455  | 2,804  | 2,530  | 2,764  |
| うち、建設改良費              | 279    | 260    | 432    | 412    | 469    |
| うち、企業債償還費             | 2,301  | 2,195  | 2,372  | 2,118  | 2,295  |
| 差引 (⑥-⑦)⑧             | △1,550 | △1,447 | △1,628 | △1,380 | △1,564 |
| ◆補てん財源                |        |        |        |        |        |
| 消費税等資本的収支調整額 ⑨        | 19     | 18     | 30     | 29     | 34     |
| 当年度分損益勘定留保資金 ⑩        | 1,480  | 1,494  | 1,415  | 1,434  | 1,391  |
| 合計 (⑨+⑩)⑪             | 1,499  | 1,512  | 1,445  | 1,463  | 1,425  |
| ◆補てん財源(△不足額) (⑧+⑪)⑫   | △51    | 65     | △183   | 83     | △139   |
| ◆現金預金残高 (前年度預金残高+⑫)   | 195    | 260    | 77     | 160    | 21     |
| ◆企業債残高                | 27,940 | 26,297 | 24,619 | 23,185 | 21,619 |

なお、20%という改定幅は、現状の料金水準や過去の料金改定の頻度より、住民や議会が納得する最大の値上げ幅として算出した値である。

#### 5) 経営戦略の策定

中長期の収支見通しの検討から料金改定の議論を実施すべきことは承知しているが、上述の通り、資金繰りの面から早急な対応が求められている状況であるため、まずは住民等の理解が得られる限りで値上げを行うという方針である。

ストックマネジメントの取り組みを平成30年度から開始する予定であるが、ストックマネジメントの結果を踏まえて、経営戦略の策定に取り掛かると平成32年度までの策定期限に間に合わ



ない恐れがある。経営戦略への取り組みについては、今後の要検討課題である。

大東市下水道事業においては、投資に関して、まだ更新需要の時期が到来していないため、この先数年の建設改良費のほとんどは流域下水道の建設費であることから、裁量の余地は小さい。そのため、ストックマネジメントを経営戦略の策定後としても大きな差異が出ない可能性が高いため、ひとまず経営戦略の策定を優先するという方針も考えられる。

#### 4. まとめ

##### 1) 経営状況について

毎期経常損失を計上しており、将来の更新投資の財源が確保できていない状況であるため、持続的な経営のためには収支改善が必須である。また、資金面でも、元利償還金が償還のピークを迎えており、一時借入金で当面の資金ショート回避している状況である。一時借入金が常態化することは避けなければならないため、今後も、資本費平準化債の発行を継続することになるが、それでも元利償還金が賄えない場合には、使用料の改定や繰入金の増額など新たな財源の手当を検討する必要がある。

##### 2) 使用料の改定について

市ではこれまでも企業債の繰上償還や職員給与の適正化などの経営合理化策を講じてきたが、上記 1)のとおり、抜本的な収支改善には至っていない。現在、経営基盤強化のため使用料の値上げを検討中である。

検討されている値上げ幅は、当面の資金ショート回避を目的とした必要最低限の水準として20%を軸に検討されており、この水準であれば、値上げ後も大阪府下で高い順に30位から35位程度、水道料金と合わせた料金で近隣9自治体の中で最低の水準に留まるため、住民および議会の理解を得られ易いのではと考えられる。

しかしながら、当面の資金繰りの観点からいえば、一般会計繰入金の増額でも対応可能なことから、財源構成として使用料を選択した理由については、中長期の観点から経営戦略を示して説明することが望ましい。

##### 3) 経営戦略の策定について

費用の大半が減価償却費と流域関連費用で占められる現状の収支構造からは、投資計画と財政計画の収支ギャップの解消策として、取りうる選択肢は限られている。減価償却費については、今後の更新投資予測を実施することになるが、現状では10年以内に実耐用年数が到来する管路が限定的であるため、一定の確度での将来予測が可能であり、合理化の余地も小さい。また、流域関連費用についても同様であり、市町での検討の余地は小さい。

市としては、平成30年度からストックマネジメントの取り組みを予定しているが、上記の状況からは、当該実施結果を待たずとも、一定の精度で経営戦略の策定が可能といえるため、今後のさらなる使用料改定や水道事業との連携の観点からも、経営戦略の策定については早期の

着手が求められる。

なお、流域関連費用について、市町での対応には限界があるとはいえ、経営に極めて重要な要素であるため、近隣自治体と連携し積極的に府に働きかけていくことが重要である。

以 上

### 3. 付録（予算仕訳に係る本市内部の通知文書）

#### 新公会計制度の導入による予算計上の変更点について

##### 1. 新公会計制度の導入に向けて

総務省からの要請に基づき、本市は新公会計制度を導入しているところですが、新公会計制度では、複式簿記の仕組みの導入と固定資産台帳整備・更新が必要となります。平成29年度予算編成において、本市の予算体系を新公会計に対応させるため、歳出の細節を一部見直します。今後は日々仕訳に向けた予算体系の見直しと職員研修を進める予定です。

##### 2. 復活調整後の段取り

複式簿記においては、歳出データを資産と資産以外のもの（会計上は費用といいますが）に分ける必要がありますので、内示後の段階において、財政課が「4. 変更する細節について」を確認、判断し、細節見直しと財務会計システムへの変更入力を行います。作業する中で不明な点があれば各課等に照会をかけることもありますので、ご対応よろしくお願いたします。

##### 3. 細節変更の目的

細節変更の目的は、1細節に1仕訳を対応させることです。

##### ※1細節1仕訳の事例

|    |                         |       |
|----|-------------------------|-------|
| 細節 | 維持補修工事請負費（費用）           | 100万円 |
| 借方 | PL／経常費用／業務費用／物件費等／維持補修費 | 100万円 |
| 貸方 | BS／固定資産／流動資産／現金預金       | 100万円 |
| 細節 | 維持補修工事請負費（資産）           | 100万円 |
| 借方 | BS／固定資産／事業用資産／建物        | 100万円 |
| 貸方 | BS／固定資産／流動資産／現金預金       | 100万円 |

支出の性質により判断することがあるため、機械的な仕訳が出来ないことがあります。1 細節 1 仕訳に近づけることで、日々仕訳に移行後も、原課の財務会計システム担当者が仕訳で悩むことなく入力できる仕組みづくりを目指しています。

#### 4. 変更する細節

##### (1) 需用費－施設修繕料

施設修繕料を、細節単位で費用と資産に分離します。細節 06 を施設修繕料（費用）、細節 11 を施設修繕料（資産）と変更します。費用は行政コスト計算書、資産は貸借対照表を構成します。予算編成の段階では、1つの修繕で予定価格が60万円を超えるものを資産と扱うことを想定しています。ただし、新公会計における「修繕費」とは、資産の価値を高めたり耐久性を増したりするものではなく、単に従前の状態に復旧することを指しますので、決算整理の段階で支出の性質に応じ資産となるものか費用となるものかを別途財政課において判断します。

##### (2) 役務費－通信運搬費・手数料

資産を構成する工事や土地購入費などの付随費用となる場合は資産となります。その他の場合は費用となります。

##### (3) 委託料－設計委託料・測量ボーリング委託料

基本設計、構想設計、予備設計などで、個別の工事請負費と結びつかないものは費用とし、実施設計、詳細設計などで個別の工事請負費の設計図書を作成する場合は資産とします。測量ボーリング委託料も個別の工事請負費に結び付き付随費用となる場合は資産とします。付随費用は、工事以外にも用地購入など資産を形成する場合に発生することがあります。

##### (4) 使用料及び賃借料－リース料

使用料及び賃借料のうちリース資産となるものは、リース料（資産）とします。「本体価格分」は「固定資産／事業用資産」、「利息等」は「費用／支払利息等」、「保守分」は「費用／物件費等」を構成しますので、決算整理時に正しく仕訳を見直します。

(5) 工事請負費－維持補修工事請負費

予算編成の段階では、1つの維持補修工事請負費で予定価格が60万円を超えるものを資産と扱うことを想定しています。60万円未満は費用と扱います

(注) なお、新公会計における「修繕費」の扱いは、(1) 需用費－施設修繕料と同じとなりますので、決算整理時に正しく仕訳を見直します。